

兵庫県公報

平成19年12月28日 第2号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○有害興行の指定（青少年課） 1

ページ

告 示

兵庫県告示第1316号の2

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成19年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	愛欲の輪廻 吸いつく絶頂	オーピー映画
同	人妻のじかん 夫以外と寝る時	新日本映像
同	S E X診断 やわらかな快感	オーピー映画
同	監禁の館 なぶり責め	オーピー映画
同	裏切りの闇で眠れ	アミューズソフトエンタインメント
同	やりたがる女4人	新東宝映画